

1 件名 三浦市手数料条例の一部を改正する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の一部が令和6年3月1日に施行されることとなった。これに伴い、戸籍の広域交付等の事務が創設されるため、これらの事務について徴収すべき手数料を定めるものである。

3 改正の内容

（1）戸籍（除籍）謄本の広域交付【13及び15の項】

本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍（除籍）謄本の交付が可能となることから、これらの事務に係る手数料を規定する。[戸籍：450円、除籍：750円]

（2）戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行【14の2及び16の2の項】

戸籍及び除籍を電子証明書として確認するために用いる番号である戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行事務に係る手数料を規定する。[戸籍：400円、除籍：700円]

ただし、次に該当する場合は、手数料を徴収しない。

ア 電子情報処理組織（スマートフォン等）を使用し、マイナポータルを通じて申請する場合

イ 窓口において、紙の戸籍（除籍）謄本等と同時に請求する場合

（3）届書等情報内容証明書の交付等【17及び18の項】

市区町村に提出された出生、婚姻、死亡等の各種の戸籍届書の画像を電子化した届書等情報の内容を出力したものの閲覧又は証明書の交付事務に係る手数料を規定する。なお、交付を行えるのは、届書の受理地及び本籍地である。[証明書：350円（上質紙は1,400円）、閲覧：350円]

4 施行期日

この条例は、令和6年3月1日から施行する。